

○内閣府令第 号

証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第七十五条第五項及び第六項の規定に基づき、証券取引法第七十九条の三又は第一百十六条に規定する最終の価格がない場合にこれに相当するものを定める内閣府令を次のように定める。

平成十六年 月 日

内閣総理大臣 小泉純一郎

証券取引法第七十九条の三又は第一百十六条に規定する最終の価格がない場合にこれに相当するものを定める内閣府令

証券取引法（以下「法」という。）第七十五条第五項及び第六項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める価格とする。

- 一 有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等が証券取引所に上場されている有価証券、店頭売買有価証券（法第七十五条第一項の規定により登録を受けた有価証券をいう。）若しくは取扱有価証券（法第四十条第一項第一号に規定する取扱有価証券をいう。）（以下「上場有価証券等」という。）の売付けその他

の有償の譲渡若しくは買付けその他の有償の譲受け、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の場合 有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等について法第六十六条第一項に規定する業務等に関する重要事実の公表がされた日又は法第六十七条第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実若しくは公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた日（以下「重要事実等公表日」という。）の翌日後における直前に証券取引所又は証券業協会が公表した価格

二 有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等が上場有価証券等以外の有価証券（以下「未上場有価証券」という。）の売付けその他の有償の譲渡若しくは買付けその他の有償の譲受け、外国市場証券先物取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等先物取引又は有価証券店頭指数等スワップ取引の場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める価格

イ 未上場有価証券の売付けその他の有償の譲渡又は買付けその他の有償の譲受けの場合 特定有価証券等（法第六十三条第一項に規定する特定有価証券等をいう。以下同じ。）又は株券等（法第六十七条第一項に規定する株券等をいう。以下同じ。）であつて、上場有価証券等に該当するものにつき証券

取引所又は証券業協会が公表した重要事実等公表日の翌日における最終の価格（当該最終価格がない場

合は、当該翌日後における直近に証券取引所又は証券業協会が公表した価格。以下この号において同じ。
）に基づき合理的な方法により算出した価格。ただし、当該未上場有価証券の売付け又は買付けが有価証券市場で行われた場合は、当該未上場有価証券の売付け又は買付けが行われた銘柄の取引が当該有価証券市場において著しく少ないことその他特別の事情により内閣総理大臣が当該有価証券市場における価格によることが適当でないと認める場合を除き、当該有価証券市場における重要事実等公表日の翌日における最終価格（当該最終価格がない場合は、当該翌日後における直近の価格）

ロ 外国市場証券先物取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等先渡取引又は有価証券店頭指数等スワップ取引の場合 特定有価証券等若しくは株券等であつて上場有価証券等に該当するもの又は特定有価証券等若しくは株券等に係る有価証券指数等先物取引若しくは有価証券オプション取引に該当するものにつき証券取引所又は証券業協会が公表した重要事実等公表日の翌日における最終の価格に基づき合理的な方法により算出した価格

附 則

この府令は、証券取引法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十七号）の施行の日（平成十七年

四月一日) から施行する。